

出店時の注意事項（全公園）

豊川市都市公園における出店について

【出店前】

1 出店料の納付について

出店する前までに納付してください。

使用料の納付後に出店を辞退した場合など、使用料は返還いたしません。

出店期間中は、都市公園内行為許可証及び納入通知書兼領収証書を携帯してください。

2 出店キャンセルの場合について

雨天等でやむを得ず営業休止又は中止する場合、又は極端に営業時間が短くなる場合は、豊川市公園緑地課のメールアドレス

(koen@city.toyokawa.lg.jp)へ、前日午後5時00分までに連絡してください。

3 車止めの鍵について

各公園内に車で進入する場合には、車止めの鍵が必要となります。出店の7日前から豊川市公園緑地課で貸し出します。

出店後、7日以内に豊川市公園緑地課に返却願います。

【出店】

1 出店事項

①時間

出店時間：午前10時00分から午後4時45分の範囲内

車の搬入：原則午前9時30分まで

車の搬出：原則午後5時00分から午後6時00分まで

②各公園の搬入・搬出について

「出店者搬入・搬出ルート各公園注意事項」「出店者搬入搬出写真」をご確認ください。

公園内の車両乗入れ注意事項

※車両による搬入搬出については、公園緑地課から交付する車両進入許可証を受け、車両のフロントの見やすい位置に掲示してください。

※車両移動の際は、公園利用者の安全確保を最優先とし、人が少ない時間帯（搬入：原則午前9時30分まで 搬出：原則午後5時から午後6時まで）を選び、ハザードランプを点灯させ最徐行運転してください。

※上記時間以外に搬入、搬出する場合は、複数人スタッフで、車両の誘導対応を行ってください。

③各公園の出店位置について

「豊川市都市公園における出店位置図」をご確認願います。

④公園内の搬入・搬出における車止めについて

車止めの鍵を開けてから、進入してください。進入後は、速やかに元に戻し、鍵をかけてから、配置場所へ移動してください。

搬出時にも、同様をお願いします。鍵をかけることを忘れないように

お願いします。

⑤ごみ処分・廃棄

豊川市都市公園における出店者登録に関する要綱「(4)ごみの処理等における注意事項」をお読みください。

⑥出店者の方、駐車場について

公園内に車両を駐車したまま出店をしないでください。(移動販売車は除く。)

⑦その他注意事項

豊川市都市公園における出店者登録に関する要綱を遵守して出店してください。

【出店後】

①公園内の清掃活動への協力を願います。

②アンケート調査への協力を願います。

③実績報告書の提出をお願いします。

④出店後、7日以内に車止めの鍵を公園緑地課に返却してください。

■上記の事項及び豊川市都市公園における出店者登録に関する要綱を遵守しない場合、今後の出店を認めない場合があります。

問合せ先：豊川都市整備部公園緑地課公園管理係 Tel0533(89)2176(直通)

⑤ごみ処分・廃棄

豊川市都市公園における出店者登録に関する要綱

～抜粋～

(4)ごみの処理等における注意事項

- ア 出店者は、ごみ箱を各店舗付近の見やすい位置に設置し、利用者に周知するとともに、分別して適切に回収・処分すること。ごみ箱の状態を常を確認し、ごみがあふれることがないように分別して適切に回収・処分すること。
- イ 団体出店者は、出店場所付近に利用者が分別して捨てることができるごみステーションを1つ以上設置し、分別して適切に回収・処分すること。ごみステーションのごみの状態を常を確認し、ごみステーションがあふれることがないように分別して適切に回収・処分すること。また、出店者が排出するごみについても、同様に分別して適切に回収・処分すること。これらのごみがブース内に放置されていた場合は、処理費を請求する場合がある。
- ウ 出店者は、店舗及びその周辺を常に清掃し、清潔に保つことにより公園利用者が快適に過ごせるように努めること。
- エ 飲食物を販売する場合は、出店場所が油などで汚れないよう出店者において、各ブース下(売り場含む。)にビニールシート(防災性のもの)を敷くなどの対応をし、汚損しないように努めること。もし、汚損した場合には出店者において清掃すること。なお、汚れが清掃されていない場合などは、清掃費用を請求する場合がある。
- オ 出店により生じた排水(雨水を除く)は、公園内設備に流さず出店者が持ち帰り、適正に処分すること。
- カ 容器包装等について、脱プラスチックや包装の簡素化など持続可能な社会に向けた取組を行うように努める。なお、公園内で行う環境への取組みに協力をお願いする場合がある。